

東京国際クルーズターミナル撮影規則

東京国際クルーズターミナル（以下「ターミナル」という。）における撮影に関して、次の通り定めます。

（総則）

第1条 ターミナルにおける撮影に関しては、別に定めのあるものを除き、この規則に定めるところによります。

（撮影に関する手続き）

第2条 撮影に関する手続きは、以下のとおりです。

- ① 撮影を行おうとするもの（以下「撮影者」という。）は、電話にて仮予約をしていただきます。仮予約後、別に定める「東京国際クルーズターミナル撮影利用申込書」（以下、申込書という。）および「企画書」等撮影の内容がわかる資料を、ターミナル指定管理者（以下「管理者」という。）に撮影を行いたい日の3日前までに提出してください。
- ② ①において提出された申込書および企画書を管理者が確認し、書類の不備等内容に問題がなければ管理者より申込者へ予約確定のご連絡をいたします。
- ③ ②において予約が確定した後、撮影前までに撮影料金をお支払いいただき撮影許可（以下、「許可」という。）を受けてください。

2 撮影利用申込の予約受付開始日は、利用日の30日前からです。

（申請や許可の不要）

第3条 次に掲げる撮影については、申込ならびに許可は不要とします。

（1） 個人撮影

2 次に掲げる撮影については、許可は不要とします。

- （1） 東京都および東京港ならびにターミナルの広報宣伝を目的とするもの
- （2） 東京都の施策に関するもの
- （3） 報道に関するもの
- （4） 学校教育活動に関するもの
- （5） その他管理者が適当と認めたもの

(許可が必要な撮影)

第4条 ターミナルやターミナルからの風景を活用して、誌面・番組・映画制作、広告宣伝、販売促進等の目的で、紙面・画像・映像等の媒体に表示・掲載するため、ターミナルで行う撮影及び不特定多数を集めて行う撮影会等。

(撮影料金)

第5条 許可を受けた撮影は撮影料金をお支払いください。

- 2 撮影料金(以下「料金」という。)については別表1のとおりとします。
- 3 料金の支払いは、原則撮影開始前までにお支払いください。
- 4 お支払いいただいた料金は、原則返還しません。

(個人撮影)

第6条 第3条に掲げる個人撮影とは、撮影された写真や動画を撮影者個人または家族などでご利用いただくものを指します。

(撮影場所)

第7条 撮影可能場所は、原則ターミナル館内とし、別紙1に図示した場所とします。

(一時的な占有を行う撮影)

第8条 大型の機材(レール・イントレ・カメラクレーン・テント等)を使用するもの、大掛かりなセットや通行規制等、一般来館者の利用を大幅に制限するものについては、本許可とは別に一般使用許可規則に基づく許可を受け、撮影料金とは別に料金が発生いたします。

(撮影できない日)

第9条 次に掲げる日は撮影できません。

- (1) 客船等寄港予定日ならびに寄港予定日前後1日。
- (2) 管理者が施設管理上、支障があると判断する場合。

(撮影できる時間)

第10条 原則ターミナル開館時間に準じます。

(警備員等の配置)

第11条 撮影の時間および内容等により、一般利用者の安全を確保する要員（警備員等）を配置してください。

(電気・水道の利用)

第12条 ターミナルの電気および水道は原則として利用できませんので、蓄電池等をご用意ください。発電機等の持ち込みが必要な場合は、事前に管理者と協議してください。

(利用上の制限)

第13条 次の事項に該当する場合は撮影許可を行いません。

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 密輸や麻薬取引等、東京港のイメージを損なうもの。
- (3) 火薬を用いる爆破シーン等危険な行為を伴うもの。
- (4) 焚火などの火気を使用したり、ガソリン等の危険物を使用するもの。
- (5) 施設への直接工作等、施設を損壊する恐れのあるもの。
- (6) 騒乱や大音量の発生が予想される内容のもの。
- (7) 奇抜な恰好など一般来館者へ不快な思いを与える恐れのあるもの。
- (8) ドローンを使用するもの
- (9) その他管理者が管理上不適当と判断したもの。

(撮影許可の取り消し)

第14条 次の事項に該当する場合は、撮影の許可を取り消すことがあります。また、その際の損害等については、管理者は責任を負いません。

- (1) 前条に定める行為があるとき。
- (2) 許可された場所以外で撮影したとき。
- (3) 申請と異なる撮影内容のとき。
- (4) 一般来館者に支障を生じたとき。
- (5) 災害その他不可抗力によって撮影が出来なくなったとき。
- (6) 客船等が急遽寄港するとき。
- (7) その他管理者が管理上不適当と判断したとき。

(遵守事項)

第15条 撮影者は、次の事項を守ってください。

- (1) 撮影後は速やかに清掃等の原状復旧を必ず行い、管理者の確認を受けてください。
- (2) 撮影により生じたゴミ等は必ずお持ち帰りください。
- (3) トイレを占用してのメイクや着替えは行わないでください。
- (4) 撮影の代表者は、撮影開始前に管理者から指定腕章等の交付を受け、撮影中は常に携行し、撮影終了時には速やかに管理者へ返却してください。
- (5) 施設、設備などに損害を与えた場合は、損害額の賠償をしていただきます。
- (6) ターミナル内では管理者の指示に従ってください。

(その他)

第16条 無断キャンセル等管理者に不利益を与えた場合、第14条に掲げる行為(ただし、(5)及び(6)は除く)を行った場合、前条を遵守しなかった場合は次回以降のご利用をお断りさせていただく場合があります。

2 この基準に定めのない事項については、必要の都度、管理者と撮影者との協議することとします。

附則

この規則は、令和2年7月27日から施行する。

別表1

撮影料金表

すべて税込

種別		単位	金額
撮影	写真	1時間ごとに	5,000円
	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間ごとに	20,000円